

ページ	箇所	誤	正
	凡例	調整装置	調節装置
3-v	下から 16 行目	第 82 条 2(層間変形角)	第 82 条の 2(層間変形角)
1.2-9	下から 12 行目	(自動車運搬用エレベーターで、かごの戸又は壁若しくは囲い全部又は一部を有さないもの)	(自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないもの)
1.2-13	下から 3 行目	全部又は一部を有しないもの	全部又は一部を有しないもの)
1.2-18	上から 15 行目	H20 国告第 1494 号	平 20 国告第 1494 号
1.2-18	上から 16 行目	H20 国告第 1498 号	平 20 国告第 1498 号
1.2-27	下から 22 行目	離(280m/min 超では 50m)	離(280m/min 以上では 50m)
1.2-31	下から 3 行目	表(令 129.8) 1	表(令 129.7) 1
1.2-37	下から 22 行目	ロクケール(300kg/m 以上)	ロクケール(300kg/m <sup>3</sup> 以上)
1.2-41	下から 22 行目	地震管制運転(20 行目同様)	地震時管制運転
1.2-43	下から 14 行目	地震等時管制運転装置(13 行目同様)	地震時等管制運転装置(13 行目同様)
1.2-51	上から 8 行目	エレ協標準 JEAS-A521A が	エレ協標準 JEAS-A521 が
1.2-53	下から 6 行目	設けなければならい。	設けなければならい。
1.3-2	下から 2 行目	赤字 :	下線 :
1.3-9	上から 1 行目	文字抜け	第 1 第五号 定格速度の速いエレベーター
1.3-10	下から 9 行目	(図-(建告 1413.1)-4)	(図-(建告 1413.1)-5)
1.3-10	下から 24 行目	有さないもの令	有さないもの 令
1.3-11	上から 3 行目	(4)かご戸	(4)かごの戸
1.3-19	上から 8 行目	釣り合おもり	釣合おもり
1.3-20	下から 21 行目	9m以下の	9m以下のもの
1.3-22	下から 1 行目	いす部おりたみの一例	いす部折りたたみの一例
1.3-50	上から 6 行目	隣接する踏段間のすき間は、踏段相互間のすき間は 5mm 以下とすること。	隣接する踏段の相互間のすき間は、5mm 以下とすること。
1.3-58	下から 9 行目	(5)終端階減速装置	(5)終端階強制減速装置
1.3-63	下から 3 行目	平均減速度 3 から	平均減速度 2 から
1.3-82	下から 7 行目	一号から四号までの機能を満たしていればよい。	第一号から第四号までの機能を満たしていればよい。
1.3-74	上から 7 行目	調整する装置(次号において「調整装置」という。)	調節する装置(次号において「調節装置」という。)
1.3-74	上から 9 行目	三 調整装置	三 調節装置
1.3-75	上から 15 行目	「調整装置」	「調節装置」
1.3-93	上から 1 行目	昇降路の出入口の戸	かごの出入口の戸
1.3-93,94	図中	図-(H20 国告 1455)-5~9 の第七号	図-(H20 国告 1455)-5~9 の第三号
1.3-95,96	図中	図-(H20 国告 1455)-10~13 の第八号	図-(H20 国告 1455)-5~9 の第四号
1.3-102	下から 19 行目	図-(H20 国告 1536)-1 の基本フロー(1)、(2)、(3)の矢印が薄い。	添付の図参照下さい。
1.3-105	下から 22 行目	280m/min 以下で 42m、速度 280m/min 超で 50m である)。	280m/min 未満で 42m、速度 280m/min 以上で 50m である)。
1.3-107	上から 2 行目	、地震地等での	、地震時等での
2.1-3	上から 16 行目	図-(2.1)-1 中、矢印抜け等	添付の図参照下さい。
2.2-25	下から 16 行目	延べ床面積の合計が 200m <sup>2</sup> 超える	延べ床面積の合計が 100m <sup>2</sup> 超える
2.2-28	上から 3 行目	(1)項の内容変更	(1)項を削除し、現(2)の内容を(1)とする。
2.2-28	上から 4 行目	(2)項の内容変更	(2)重要な仕様変更とは、表-(令 146)-1 の他、重要な安全装置、制御装置・巻上機等の装置の場合も含んでおり、これらの場合には特定行政庁に取り扱いについて確認すること。
2.2-35	下から 13 行目	建築物の所有者…	法第 8 条 建築物の所有者…
3.3-14	上から 10 行目	調整する装置(次号において「調整装置」という。)	調節する装置(次号において「調節装置」という。)
3.3-14	上から 12 行目	三 調整装置	三 調節装置
3.3-14	上から 17 行目	第四号にイ、口の抜け。	イ 昇降行程が 10m 以下であるエレベーター 口 かごに天井がないエレベーター
3.4-17	下から 6 行目	令第 129 条の 10 第 3 項第一号に	令第 129 条の 10 第 3 項第二号に

ページ	箇所	誤	正
86	上から 18 行目	図中の H	S
95	式(6-4-31)	$a \ b$	$a \ b$
159	上から 12 行目	表 9-1-7 とする。	表 9-1-8 とする。
175	上から 8 行目	表 5-8	表 5-3

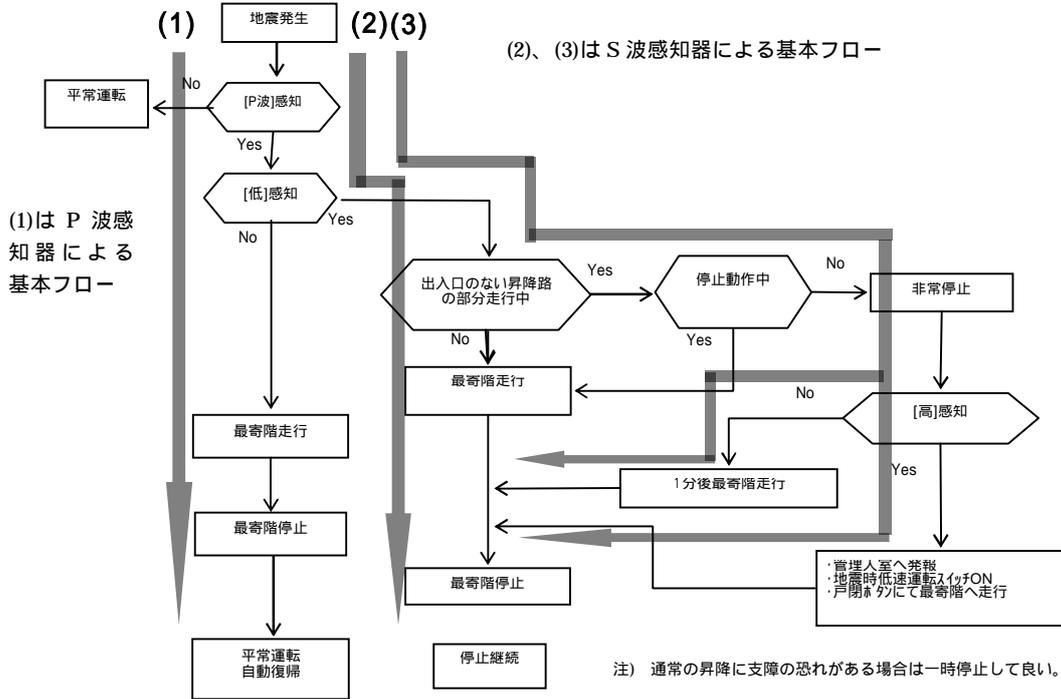


図-(H20 国告 1536)-1 一般エレベーターの地震時管制運転基本フローの例

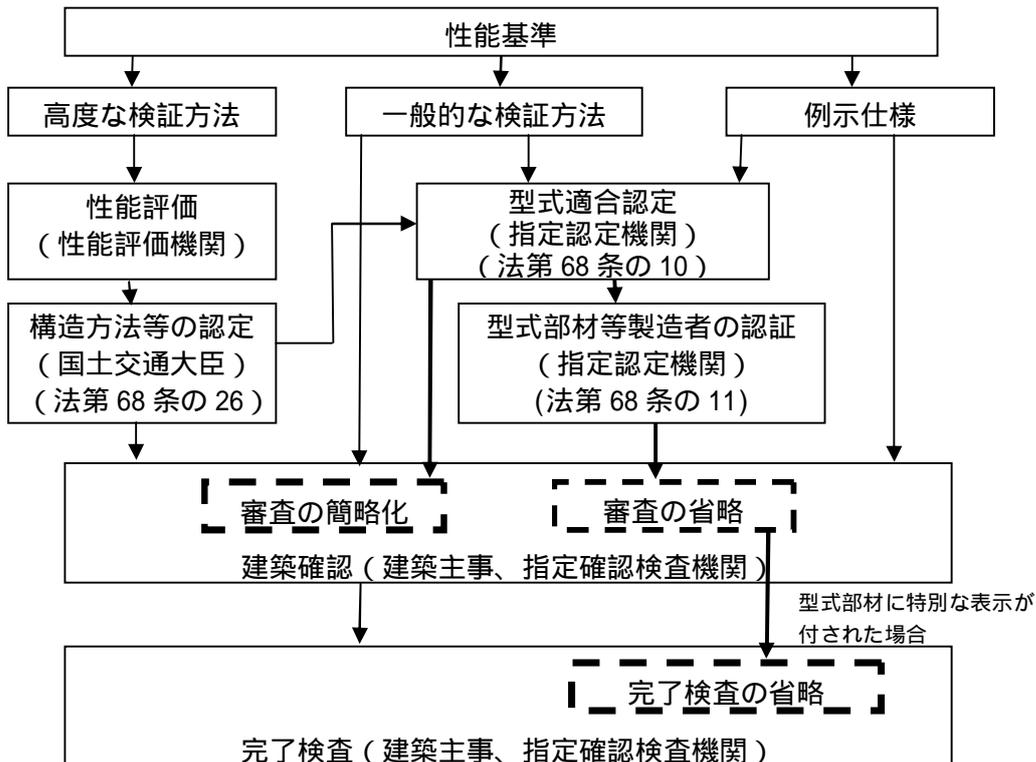


図 (2.1) 1 法改正による認定・建築確認の流れ